

山梨県の子どもたちが生涯にわたって



スポーツ・文化芸術活動に

親しみ続けるために

公立中学校における 休日の部活動の

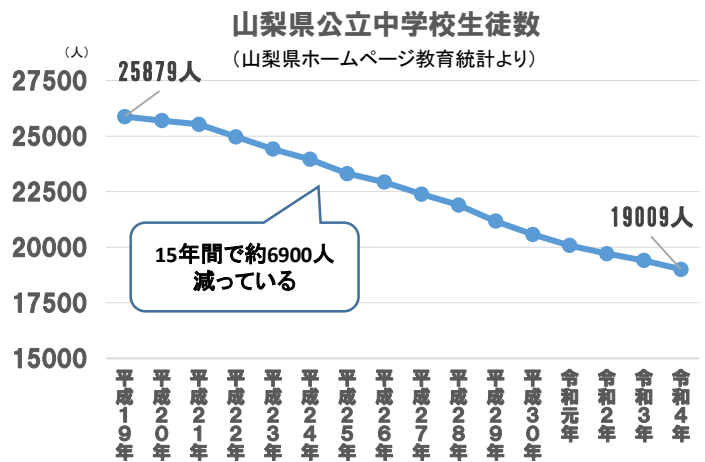
地域連携・地域クラブ活動への移行を進めていきます。

なぜ？学校部活動を地域へ

少子化の影響で部員が減り、チームの編成ができない

休部や廃部により、通学する学校に自分のやりたい部活動が無い

このような学校が増えています！

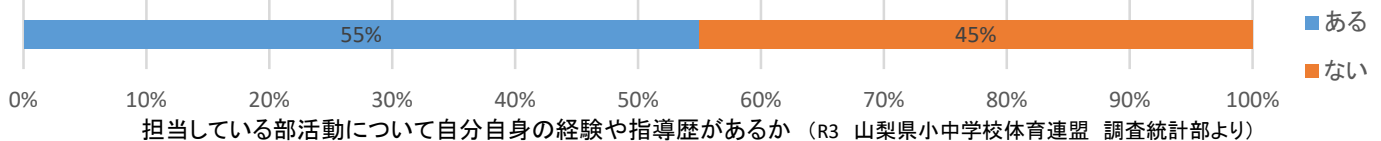


部活動に対する子どもたちのニーズが多様化しています

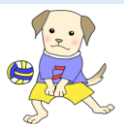
【多様なニーズの例】

- 「楽しみたい」「うまくなりたい」「将来プロになりたい」
- 「自分のペースで活動したい」「大会で結果を残したい」
- 「スポーツも文化活動もやりたい」

経験や指導歴のない部活動を担当している先生が半数弱



子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しみ続けることができる機会を確保する必要



学校部活動の地域移行(地域クラブ活動へ移行)のメリットは？



- 地域指導者から専門的な指導が受けられます。
- 地域の多様な年代の方々との交流が増えます。
- 自分の目的に合った活動の選択肢が増えます。
- 複数スポーツ・文化芸術活動に参加することができます。
- 中学校3年間を通して、継続した活動をすることができます。

【平日と休日の活動例】

平日	休日
学校部活動 (運動部・文化部)	地域クラブ活動 (平日と同じ種目の活動)
学校部活動 (運動部・文化部)	地域クラブ活動 (平日と異なる種目の活動)
学校部活動 (運動部・文化部)	休み(習い事等)
休み(習い事等)	地域クラブ活動

地域連携とは？

学校教育の一環として行われる部活動において、地域の人材を活用した部活動指導員や外部指導者の導入や、複数校で実施する合同部活動の導入など、学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの

地域の指導者

公認指導者
退職教員 等



部活動指導員
外部指導者

【学校部活動】



地域移行とは？

地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替して生徒の活動機会を確保するもの

市町村



地域の団体

- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・スポーツ少年団
- ・競技団体
- ・文化芸術団体 等

コーディネーター

指導者

【地域クラブ活動】



休日に部活動が実施されなくなった場合、中学生の選択(イメージ)



運動部Aさん



文化部Bさん

休日、自分に合った活動を選んで参加します。また、習い事などの自分の時間にすることも可能です。

- ①民間のクラブチーム
- ・トップチーム
 - ・普及クラス

- ②地域のクラブチーム
- ・スポーツ少年団
 - ・スポーツ協会
 - ・町道場
 - ・市音楽団

- ③地域の教室
- ・スポーツ教室
 - ・芸術教室

- ④競技団体主催の活動
- ・国体強化
 - ・年代別強化
 - ・普及活動

- ⑤県や教育委員会が準備を進めている

『地域クラブ活動』

- ※友達と楽しみながらできる活動
- ※競技力向上や高いスキルの習得を目指す活動 など

県や市町村が連携して、①～⑤のような活動を準備・紹介します。①～④の既存のチームや定期的に行われる教室・活動については、それぞれの団体からの情報を確認。⑤の活動は地域の実情に応じて準備・案内されません。

休日部活動の地域連携・地域移行(地域クラブへ移行)により・・・先生方は？

区分	学校部活動	地域クラブ活動
①運営団体・実施主体	学校・(各学校に設置されている部)	市町村、総合型地域スポーツクラブ スポーツ少年団、民間クラブ、市民団体等
②関係法令等	中学校学習指導要領(社会教育法)	社会教育法
③対象	自校生徒(合同チーム・拠点校も可)	原則として地域の児童・生徒
④主な指導者	教員、部活動指導員 (学校が正式に委嘱した外部指導者)	地域スポーツ指導者、保護者、部活動指導員 外部指導者、退職教員、兼職兼業の教員等
⑤活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
⑥費用	部活動費、保護者会費等	受益者負担、行政の補助等
⑦保険	日本スポーツ振興センター災害共済給付	運営団体・実施主体でスポーツ安全保険等に加入 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい
⑧責任の所在	学校(学校の管理下)	運営団体(学校の管理下外)
⑨その他	活動日や活動時間等については、国および県のガイドラインに準ずる	

《先生方にとって》

業務のスリム化が期待できる

部活動への負担や不安が解消できる

休日に自分や家族との時間が確保できる

希望すれば地域クラブ活動の指導ができる

Q&A



教員の兼職兼業が許可される要件はありますか？

文部科学省より、当該職員の健康管理のため、いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には兼職兼業の許可をださないことが適当であるとしています。サービスを監督する教育委員会は、当該職員の勤務状況と、運営団体から提出される勤務実績とを参照し、許可の判断を行います。



YAMANASHI

★スポーツ庁 部活動改革ポータルサイト★
学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた情報が掲載されています！



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

【問合せ先】 山梨県教育庁

(運動部) 保健体育課 TEL:055-223-1783

(文化部) 義務教育課 TEL:055-223-1764